

## 2021年度 第3回 「衛生推進者養成講習」開催のご案内

(多摩地区支部共催講習会)

労働安全衛生法の改正施行により、平成元年4月1日以降、労働者数10人以上50人未満の事業場において製造業、建設業等所定の業種にあつては安全衛生推進者を、それ以外の業種にあつては衛生推進者を選任しなければならないこととされています。(労働安全衛生法第12条の2)

衛生推進者は、その事業場の事業者が行うべき衛生管理業務の具体的事項を担当する者であり、その職務内容は、労働安全衛生法令で定められています。

東基連では、東京労働局長から『安全衛生推進者等養成講習機関』として登録指定(第1号)を受け、随時実施しています。

### 選任の必要な業種

衛生推進者	下記の業種以外の業種	労働者数10人以上 50人未満の事業場
安全衛生推進者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、熱供給業、ガス業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車修理業及び機械修理業	

### 衛生推進者の主な資格要件

衛生推進者の業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる者として次のように定められています。

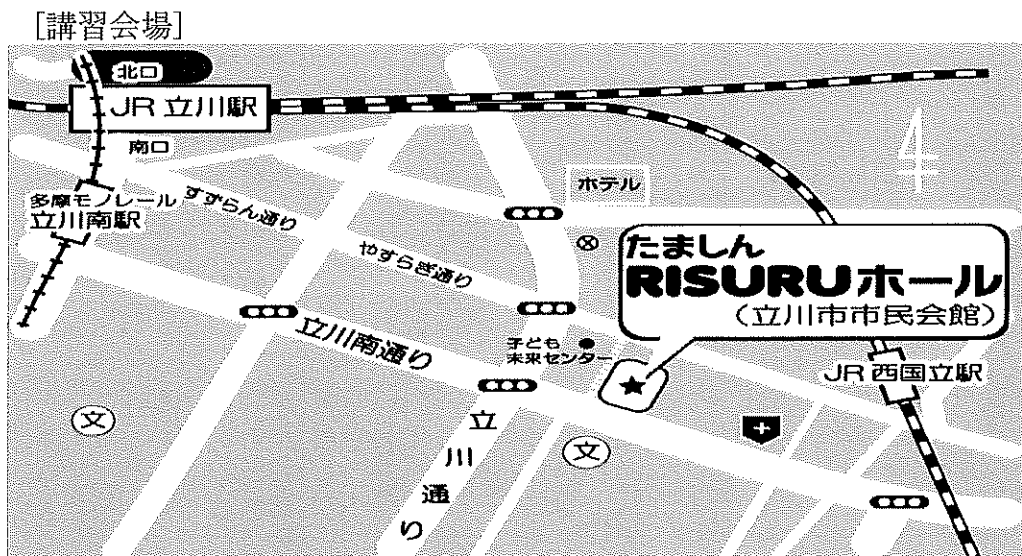
区 分	衛生推進者の資格要件	※厚生労働省労働基準局長が定める講習をいい、当支部で実施しています。
大学・高等専門学校卒業生	衛生の実務経験1年以上	
高校卒業生	衛生の実務経験3年以上	
実務経験者	衛生の実務経験5年以上	
上記以外	講習修了※	

上記内容を踏まえ、今般下記の日程により標記の講習を開催することといたしました。

つきましては、この機会に受講されますよう格別のご高配を賜りたくご案内申し上げます。

### 1. 開催日時・会場

日 時	会 場
2022年1月26日(水) 9:20~16:30 (受付開始:9:05から)	たましんRISURUホール 5階、第1会議室 立川市錦町3-3-20



### 2. 定 員 40名 (定員になり次第締め切ります)

3. 講習科目 厚生労働省労働基準局長が定めるカリキュラムによる。

4. 受講料等(税込)

受講料	テキスト代	合計
¥8,400	¥1,100	¥9,500

5. 受付締切日 2022年1月14日(金)

6. 申し込み方法

受講料(テキスト代含む)を下記口座へお振込みのうえ、受講申請書及びお振込みを確認できるものを当支部宛にFAXしてください。FAX受信後、当支部より受講票をFAXでお送りします。

なお、ご入金の確認ができない場合は、受講票をお送りできませんのでご注意ください。

写真1枚 ご用意ください タテ30mm×ヨコ24mm 裏面に氏名記入	1枚	当支部宛郵送してください。(1/14まで)  (公社)東基連三鷹労働基準協会支部 〒181-0013 三鷹市下連雀3-33-13 306
---	----	---

7. 振込先 銀行名:みずほ銀行 三鷹支店  
口座名義:(公社)東基連三鷹労働基準協会支部  
口座番号:普通預金 0201264

7. 留意事項

- (1)全科目を修了した方に修了証を交付します。
- (2)テキストは、会場受付にてお渡しします。
- (3)お申込後の取り消しによる受講料等の返還はできませんので、予めご了承ください。

以上

申込先: (公社)東基連 三鷹労働基準協会支部 (FAX: 0422-43-1920)  
〒181-0013 三鷹市下連雀3-33-13 306

※印欄は記入しないこと

衛生推進者養成講習 受講申請書			
開催回	2021年度 第3回	受講番号	※ 三鷹 -
ふりがな 氏名		生年月日	S · H 年 月 日
現住所	(〒 - )	(TEL) ( ) -	(FAX) ( ) -
事業場名			
事業場 所在地	(〒 - )	(TEL) ( ) -	(FAX) ( ) -
担当者 所属・氏名			

注1) 申込書の記載内容はこの講習以外に使用するものではありません。

注2) 申込書に記入された内容は修了証のデータとなりますので、わかりやすい文字で記入をお願いします。

※テキスト	未・済・不要
※写真	未・済
※受講票	未・済
※入金	未・済